

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、平成31年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 320,209 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,389,644 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	204,399			13,411	20,155	170,833
社会福祉事業	30,130				3,335	26,795
障害者福祉事業	21,346				2,362	18,984
老人福祉事業	106,007			13,411	10,250	82,346
児童福祉事業	46,916				4,208	42,708
社会保険	1,781,524	287,154			165,422	1,328,948
介護保険事業	861,071	29,870			92,011	739,190
後期高齢者運営事業	606,906	111,109			54,883	440,914
国民健康保険事業	313,547	146,175			18,528	148,844
保健衛生	1,403,721	119,613	30,000	37,863	134,632	1,081,613
疾病対策予防事業	114,536	2,034		36,460	8,417	67,625
母子保健事業	23,320	1,522		270	2,383	19,145
医療に係る施策	1,265,865	116,057	30,000	1,133	123,832	994,843
合 計	3,389,644	406,767	30,000	51,274	320,209	2,581,394